

フードバレーとかち推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、フードバレーとかち推進協議会（以下「協議会」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、「農林水産業」や「食」を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」を推進し、産業の振興を十勝全体で図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林漁業者、企業、団体等に対する相談支援
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、農林漁業団体、商工業団体、大学・試験研究機関、金融機関及び行政機関をもって組織する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、委員の互選とする。

3 役員の任期は2年間とし、再任することができる。

ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会務を監査する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、総会、正副会長会議及び担当者的会議とする。

2 総会は、必要に応じ、会長が招集し、総会の議長は、会長があたるものとする。

3 総会は、書面により開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること

- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) その他会長が必要と認める事項

5 正副会長会議は、必要に応じ会長が招集する。

6 担当者的会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専 決)

第7条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。

2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会 計)

第8条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもってこれを充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、帯広市に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は平成23年7月7日から施行する。

附 則 この規約は令和2年4月1日から施行する。

フードバレーとから推進協議会 委員名簿

農 林 漁 業 団 体	十勝地区農業協同組合長会	会 長
	十勝農業協同組合連合会	代表理事会長
	十勝地区森林組合振興会	会 長
	十勝管内漁業協同組合長会	会 長

商 工 業 団 体	帯広商工会議所	会 頭
	北海道十勝管内商工会連合会	会 長
	一般社団法人帯広物産協会	会 長
	北海道中小企業団体中央会十勝支部	支部長
	一般社団法人北海道中小企業家同友会とから支部	支部長
	十勝観光連盟	会 長

大 学 ・ 試 験 研 究 機 関	国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学	学 長
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	寒地畑作研究領域長
	独立行政法人家畜改良センター 十勝牧場	場 長
	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 十勝農業試験場	場 長
	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 畜産試験場	場 長
	公益財団法人とから財団	理事長
	独立行政法人国際協力機構北海道センター(帯広)	代 表

金 融 機 関	株式会社日本政策金融公庫帯広支店	支店長
	帯広信用金庫	理事長

行政機関	国土交通省北海道開発局帯広開発建設部	部 長
	北海道十勝総合振興局	局 長
	十勝町村会	会 長
	帯広市	市 長
	音更町	町 長
	士幌町	町 長
	上士幌町	町 長
	鹿追町	町 長
	新得町	町 長
	清水町	町 長
	芽室町	町 長
	中札内村	村 長
	更別村	村 長
	大樹町	町 長
	広尾町	町 長
	幕別町	町 長
	池田町	町 長
	豊頃町	町 長
	本別町	町 長
	足寄町	町 長
	陸別町	町 長
	浦幌町	町 長